

### 第3 税率に関する調

平成 27 年度税率一覧表 .....49



平成 2 7 年度 税率一覽表

			2,000 500	1 1		
			4 100			
			50 840,000 10		4 30 ( ) ( )	
			567,000 1			
			10			
			136,500 1			
			1			
			52,500		( )	
			21,000			
			20			
			3.2 100 5.0 100		22 9 30	
			51 2 1 29 1 31		22 10 1	
			4.0 100 5.8 100			
			1			
			1,000			
			26 10			
			20 26 30			
			5 100		10	
28						
	(		5 100		10	
)						
					1 10	
22 1 1						

				5 100		1 10	
		1 1	1 5 100 2 4 100 3		1 8 16 8 31 2 11 16 11 30		
				3 100 5 100			
		( )		0.9 100 400 3.4 100 400 4.6 100 400 3.4 100 400 800 5.1 100 800 6.7 100 1,000 4.6 100 6.7 100 400 1.6 100(2.2 100) 400 800 2.3 100(3.2 100) 800 3.1 100(4.3 100) 3.1 100(4.3 100) 0.72 100(0.48 100) 0.3 100(0.2 100)			
		22 10 1					

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
事業税			※平成27年4月1日以後平成28年3月31日までに開始する事業年度について適用(括弧内の税率は、平成26年10月1日以後平成27年3月31日までに開始する事業年度について適用)			
地方消費税	・国内において課税資産の譲渡等を行う事業者 ・保税地域から輸入貨物を引き取る者	消費税額	17/63		消費税の納期と同じ	申告納付
不動産取得税	不動産を取得した人	<p>不動産(土地及び家屋)の取得時における固定資産課税台帳登録価格</p> <p>・控除 特例適用住宅を建築した場合 ：一戸につき1,200万円(認定長期優良住宅を新築した場合には、その新築が平成28年3月31日までの間に行われた場合は1,300万円)を限度として控除</p> <p>・免税点 A 取得した土地の価格が10万円未満であるとき B 新築、増築、改築により取得した家屋一戸の価格が23万円未満であるとき C 売買、交換、贈与等により取得した家屋一戸の価格が12万円未満であるとき</p> <p>・宅地評価土地の取得が平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間に行われた場合は、課税標準を価格の2分の1とする。</p>	<p>4/100</p> <p>ただし、取得時期により下記税率とする。 ○平成15年4月1日から平成18年3月31日までの取得 すべての不動産 3/100 ○平成18年4月1日から平成30年3月31日までの取得 土地 3/100 家屋(住宅) 3/100 家屋(住宅外) 4/100(※) ※ただし、平成20年3月31日までの取得は、3.5/100</p> <p>(土地の減額について) a b cに該当する場合は、その土地に係る税額から(1)(2)のうち高い方の額が減額される。</p> <p>a 土地の取得者が当該土地の取得日から3年以内当該土地の上に特例適用住宅を新築し、又は当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上に特例適用住宅を新築していた場合 ※平成14年4月1日以降の土地の取得については、土地を取得した日から3年以内にその土地の上に特例適用住宅が新築されたときは、土地と家屋も取得者が同一でない場合でも、土地を取得した人が継続して所有している間に特例適用住宅が新築された場合、又は、土地を取得した人(X)がその土地を(Y)に譲渡し、Xの土地の取得から3年以内にYが特例適用住宅を新築した場合(なお、この場合Yについても適用)</p> <p>b 土地の取得者が当該土地の取得の日から1年以内に耐震基準適合既存住宅を取得し、又は当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅を取得していた場合(新築未使用の特例適用住宅(自己居住用)を含む)</p> <p>c 新築未使用の特例適用住宅(自己居住用以外)及びその土地を当該住宅が新築された日から1年以内に取得した場合</p> <p>(1) 45,000円 (2) 土地1㎡当たりの価格×住宅の床面積の2倍(200㎡を限度とする)×3/100</p>		随時	普通徴収

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
県たばこ税	・製造たばこの製造者 ・特定販売業者 ・卸売販売業者	売渡し又は消費等に係る製造たばこの合計本数	1,000本につき860円 ただし、一部の銘柄については、1,000本につき411円		毎翌月末日まで（申告書の提出期限の特例及び納期限の延長の特例あり）	申告納付 （ただし普通徴収の方法によるものもあり）
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用者	ゴルフ場の利用	1人1日の利用につき 1級：1,200円 2級：1,100円 3級：1,000円 4級：900円 5級：800円 6級：700円 7級：600円 8級：500円 9級：400円 10級：300円 11級：200円		毎翌月末日まで	特別徴収 申告納入  【等級決定基準】 （18ホール以上のゴルフ場） 1級：1人1日の利用料金が12,000円を超えるもの 2級：同利用料金が7,000円を超え12,000円以下のもの 3級：同利用料金が6,000円を超え7,000円以下のもの 4級：同利用料金が5,000円を超え6,000円以下のもの 5級：同利用料金が4,500円を超え5,000円以下のもの 6級：同利用料金が3,500円を超え4,500円以下のもの 7級：同利用料金が3,000円を超え3,500円以下のもの 8級：同利用料金が3,000円以下のもの  （18ホール未満のゴルフ場） 7級：1人1日の利用料金が3,000円を超えるもの 8級：同利用料金が2,500円を超え3,000円以下のもの 9級：同利用料金が2,000円を超え2,500円以下のもの 10級：同利用料金が1,500円を超え2,000円以下のもの 11級：同利用料金が1,500円以下のもの

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
自動車税	自動車の所有者 (所有権留保付自動車にあつては使用者)		<p>年税額</p> <p>1 乗用車</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総排気量が1℥以下のもの及び電動機を原動機とするもの (営業用) 7,500円 (自家用) 29,500円</li> <li>・総排気量が1℥を超え1.5℥以下のもの及びロータリーエンジン(0.491℥×2)搭載のもの (営業用) 8,500円 (自家用) 34,500円</li> <li>・総排気量が1.5℥を超え2℥以下のもの及びロータリーエンジン(0.573℥×2、0.654℥×2、0.655℥×2)搭載のもの (営業用) 9,500円 (自家用) 39,500円</li> <li>・総排気量が2℥を超え2.5℥以下のもの (営業用) 13,800円 (自家用) 45,000円</li> <li>・総排気量が2.5℥を超え3℥以下のもの及びロータリーエンジン(0.654℥×3)搭載のもの (営業用) 15,700円 (自家用) 51,000円</li> <li>・総排気量が3℥を超え3.5℥以下のもの (営業用) 17,900円 (自家用) 58,000円</li> <li>・総排気量が3.5℥を超え4℥以下のもの (営業用) 20,500円 (自家用) 66,500円</li> <li>・総排気量が4℥を超え4.5℥以下のもの (営業用) 23,600円 (自家用) 76,500円</li> <li>・総排気量が4.5℥を超え6℥以下のもの (営業用) 27,200円 (自家用) 88,000円</li> <li>・総排気量が6℥を超えるもの (営業用) 40,700円 (自家用) 111,000円</li> </ul> <p>2 トラック</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最大積載量が1トン以下のもの (営業用) 6,500円 (自家用) 8,000円</li> <li>・最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの (営業用) 9,000円 (自家用) 11,500円</li> <li>・最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの (営業用) 12,000円 (自家用) 16,000円</li> <li>・最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの (営業用) 15,000円 (自家用) 20,500円</li> <li>・最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの (営業用) 18,500円 (自家用) 25,500円</li> <li>・最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの (営業用) 22,000円 (自家用) 30,000円</li> <li>・最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの (営業用) 25,500円 (自家用) 35,000円</li> <li>・最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの (営業用) 29,500円 (自家用) 40,500円</li> <li>・最大積載量が8トンを超えるもの (営業用) 1トンまでごとに、 29,500円に4,700円を加算した額 (自家用) 1トンまでごとに、 40,500円に6,300円を加算した額</li> </ul> <p>※トラックのうち最大乗車定員が4人以上で乗用車に準ずるものに係る税率は、当該年税額にそれぞれ次の a b c の額を加算した額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 総排気量が1℥以下のもの及び電動機を原動機とするもの (営業用) 3,700円 (自家用) 5,200円</li> <li>b 総排気量が1℥を超え1.5℥以下のもの (営業用) 4,700円 (自家用) 6,300円</li> <li>c 総排気量が1.5℥を超えるもの (営業用) 6,300円 (自家用) 8,000円</li> </ul>		5月末日	





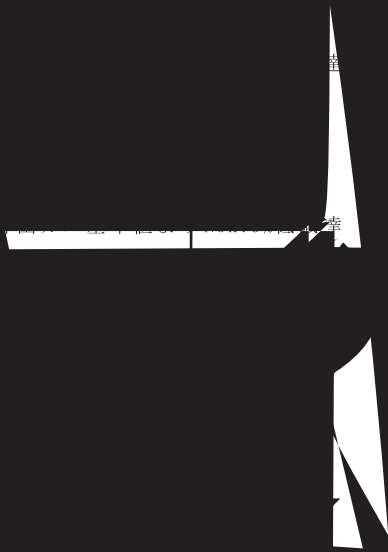
税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
自動車税						
		b 霊柩車				
		・普通自動車	(営業用) 11,000円 (自家用) 14,500円			
		・小型自動車	(営業用) 5,000円 (自家用) 6,500円			
		c タンク車又はこれに類する自動車				
		・三輪小型自動車に属するもの	三輪小型自動車の税			
		三輪小型自動車の税				

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
自動車税			<p><b>【その他のもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗車定員が30人以下のもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>(営業用) 26,500円</li> <li>(自家用) 33,000円</li> </ul> </li> <li>・乗車定員が30人を超え40人以下のもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>(営業用) 32,000円</li> <li>(自家用) 41,000円</li> </ul> </li> <li>・乗車定員が40人を超え50人以下のもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>(営業用) 38,000円</li> <li>(自家用) 49,000円</li> </ul> </li> <li>・乗車定員が50人を超え60人以下のもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>(営業用) 44,000円</li> <li>(自家用) 57,000円</li> </ul> </li> <li>・乗車定員が60人を超え70人以下のもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>(営業用) 50,500円</li> <li>(自家用) 65,500円</li> </ul> </li> <li>・乗車定員が70人を超え80人以下のもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>(営業用) 57,000円</li> <li>(自家用) 74,000円</li> </ul> </li> <li>・乗車定員が80人を超えるもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>(営業用) 64,000円</li> <li>(自家用) 83,000円</li> </ul> </li> </ul> <p>5 三輪小型自動車               <ul style="list-style-type: none"> <li>(営業用) 4,500円</li> <li>(自家用) 6,000円</li> </ul> </p> <p>6 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有するもの  <b>【普通自動車】</b></p> <p>a 乗用車</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総排気量が4.5ℓ以下 19,000円</li> <li>・総排気量が4.5ℓを超えるもの 22,000円</li> </ul> <p>bトラック 32,000円</p> <p><b>【四輪の小型自動車】</b> 7,500円</p> <p>&lt;自動車税のグリーン化&gt;</p> <p>1 平成26年度及び平成27年度に新車新規登録を行った次の自動車について、翌年度から1年間、現行税率より軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①低公害車(電気、一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車)・・・概ね75%軽減</li> <li>②燃費基準プラス20%達成車で、かつ、平成17年基準低排出ガス認定レベル75%以上・・・概ね75%軽減</li> <li>③ディーゼル車(乗用車で平成21年排出規制適合)・・・概ね75%軽減</li> <li>④燃費基準プラス10%達成車で、かつ、平成17年基準低排出ガス認定レベル75%以上・・・概ね50%軽減</li> </ul> <p>2 自動車税の賦課期日(4月1日)現在における次の自動車について、当該年度から抹消登録されるまで、現行税率より重課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①新車新規登録の日から11年経過しているディーゼル車(バス・トラック)・・・概ね10%重課</li> <li>②新車新規登録の日から13年経過しているガソリン車(LPG車を含む。)(バス・トラック)・・・概ね10%重課</li> <li>③新車新規登録の日から11年経過しているディーゼル車(バス・トラック以外)・・・概ね15%重課</li> <li>④新車新規登録の日から13年経過しているガソリン車(LPG車を含む。)(バス・トラック以外)・・・概ね15%重課</li> </ul>			



免率

納税義務者	課税標準	税
		<p>・平成17年排出ガス基準値 、平成32年度燃費基準（ ：注）を達成したもの （新車）</p> <p>38%：注）を達成した</p>



<p>自動車 取得税</p>			<p>(新車を除く) 取得価額から15万円控除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス基準値よりNOx50%低減達成かつ、平成27年度燃費基準+15%を達成したもの (新車に限る) 税率を80%軽減 (新車を除く) 取得価額から35万円控除</li> <li>・車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス基準値よりNOx50%低減達成かつ、平成27年度燃費基準+10%を達成したもの (新車に限る) 税率を60%軽減 (新車を除く) 取得価額から25万円控除</li> <li>・車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス基準値よりNOx50%低減達成かつ、平成27年度燃費基準+5%を達成したもの (新車に限る) 税率を40%軽減 (新車を除く) 取得価額から15万円控除</li> </ul> <p>⑦ディーゼル バス・トラック (中古車はハイブリッド自動車に限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両総重量2.5t超3.5t以下のディーゼル車のバス・トラックで平成21年排出ガス基準値よりNOx及びPMを10%低減達成かつ、平成27年度燃費基準+15%を達成したもの (新車に限る) 非課税</li> <li>・車両総重量2.5t超3.5t以下のディーゼル車のバス・トラックで平成21年排出ガス基準値よりNOx及びPMを10%低減達成かつ、平成27年度燃費基準+10%を達成したもの (新車に限る) 税率を80%軽減</li> <li>・車両総重量2.5t超3.5t以下のディーゼル車のバス・トラックで平成21年排出ガス基準値よりNOx及びPMを10%低減達成かつ、平成27年度燃費基準+5%を達成したもの (新車に限る) 税率を60%軽減</li> <li>・車両総重量2.5t超3.5t以下のディーゼル車のバス・トラックで平成21年排出ガス基準値よりNOx及びPMを10%低減達成かつ、平成27年度燃費基準を達成したもの (新車に限る) 税率を40%軽減</li> <li>・車両総重量2.5t超3.5t以下のディーゼル車のバス・トラックで平成21年排出ガス規制に適合し、平成27年度燃費基準+15%を達成したもの (新車に限る) 税率を80%軽減</li> <li>・車両総重量2.5t超3.5t以下のディーゼル車のバス・トラックで平成21年排出ガス規制に適合し、平成27年度燃費基準+10%を達成したもの (新車に限る) 税率を60%軽減</li> <li>・車両総重量2.5t超3.5t以下のディーゼル車のバス・トラックで平成21年排出ガス規制に適合し、平成27年度燃費基準+5%を達成したもの (新車に限る) 税率を40%軽減</li> <li>・車両総重量3.5t超のディーゼル車のバス・トラックで平成21年(車両総重量3.5t超12t以下のものについては平成22年) 排出ガス基準値よりNOx及びPMを10%低減達成かつ、平成27年度燃費基準+15%を達成したもの (新車に限る) 非課税 (新車を除く) 取得価額から45万円控除</li> <li>・車両総重量3.5t超のディーゼル車のバス・トラックで平成21年(車両総重量3.5t超12t以下のものについては平成22年) 排出ガス基準値よりNOx及びPMを10%低減達成かつ、平成27年度燃費基準+10%を達成したもの (新車に限る) 税率を80%軽減 (新車を除く) 取得価額から35万円控除</li> <li>・車両総重量3.5t超のディーゼル車のバス・トラックで平成21年(車両総重量3.5t超12t以下のものについては平成22年) 排出ガス基準値よりNOx及びPMを10%低減達成かつ、平成27年度燃費基準+5%を達成したもの (新車に限る) 税率を60%軽減 (新車を除く) 取得価額から25万円控除</li> </ul>		
--------------------	--	--	--	--	--

自動車 取得税			<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両総重量3.5t超のディーゼル車のバス・トラックで平成21年(車両総重量3.5t超12t以下のものについては平成22年) 排出ガス基準値よりNOx及びPMを10%低減達成かつ、平成27年度燃費基準を達成したもの (新車に限る) 税率を40%軽減 (新車を除く) 取得価額から15万円控除</li> <li>・車両総重量3.5t超のディーゼル車のバス・トラックで平成21年(車両総重量3.5t超12t以下のものについては平成22年) 排出ガス規制に適合し、平成27年度燃費基準+15%を達成したもの (新車に限る) 税率を80%軽減 (新車を除く) 取得価額から35万円控除</li> <li>・車両総重量3.5t超のディーゼル車のバス・トラックで平成21年(車両総重量3.5t超12t以下のものについては平成22年) 排出ガス規制に適合し、平成27年度燃費基準+10%を達成したもの (新車に限る) 税率を60%軽減 (新車を除く) 取得価額から25万円控除</li> <li>・車両総重量3.5t超のディーゼル車のバス・トラックで平成21年(車両総重量3.5t超12t以下のものについては平成22年) 排出ガス規制に適合し、平成27年度燃費基準+5%を達成したもの (新車に限る) 税率を40%軽減 (新車を除く) 取得価額から15万円控除</li> </ul> <p>⑧ ノンステップバス (新車に限る) 取得価額から1,000万円控除</p> <p>⑨ リフト付きバス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗車定員が30人以上のもの (新車に限る) 取得価額から650万円控除</li> <li>・乗車定員が30人未満のもの (新車に限る) 取得価額から200万円控除</li> </ul> <p>⑩ ユニバーサルデザインタクシー (新車に限る) 取得価額から100万円控除</p> <p>⑪ 衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両総重量が3.5t超のもの (新車に限る) 取得価額から350万円控除</li> </ul> <p>⑫ 衝突被害軽減ブレーキ搭載バス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5t以下かつ乗車定員10人以上で立席のないもの (新車に限る) 取得価額から350万円控除</li> <li>・5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のないもの (新車に限る) 取得価額から350万円控除</li> </ul> <p>⑬ 車両安定性制御装置搭載トラック</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両総重量が3.5t超のもの (新車に限る) 取得価額から350万円控除</li> </ul> <p>⑭ 車両安定性制御装置搭載バス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のないもの (新車に限る) 取得価額から350万円控除</li> </ul> <p>⑮ 衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載トラック</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両総重量が3.5t超のもの (新車に限る) 取得価額から525万円控除</li> </ul> <p>⑯ 衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載バス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のないもの (新車に限る) 取得価額から525万円控除</li> </ul>			
軽油引取税	特約業者又は元売業者から現実の納入を伴う引取りを行った者	特約業者又は元売業者から現実の納入を伴う引取りを行った数量	1キロリットルにつき32,100円		毎翌月末日まで	特別徴収 申告納入 申告納付 普通徴収

<p>狩猟税</p>	<p>狩猟者の登録を受ける者</p>		<p>【網猟免許、わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者のうち次に規定する者以外のもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種銃猟免許 年額16,500円</li> <li>・網猟免許又はわな猟免許 年額8,200円</li> </ul> <p>【網猟免許、わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち以下に掲げるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①控除対象配偶者又は扶養親族に該当しない者</li> <li>②県民税の所得割額の納付を要しないものの控除対象配偶者又は扶養親族に該当するもの</li> <li>③控除対象配偶者又は扶養親族のうち、農業、水産業又は林業に従事している者</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種銃猟免許 年額11,000円</li> <li>・網猟免許又はわな猟免許 年額5,500円</li> </ul> <p>【第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者】 年額5,500円</p> <p>【次に掲げる場合には、上記の税額に右の割合を乗じた額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①放鳥獣猟区のみに係る登録を受ける場合 1/4</li> <li>②①の登録を受けている者が、放鳥獣猟区及び放鳥銃猟区以外の場所に係る登録を受ける場合 3/4</li> <li>③平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に狩猟者登録をした者で有害鳥獣の許可捕獲等をした者又は有害鳥獣の許可捕獲等に従事した者 1/2</li> </ul>	<p>登録を受ける時</p>	<p>登録を受ける時</p>	<p>証紙徴収</p> <p>※自衛のための箱わな猟は、平成24年4月1日より、登録対象外となった。</p>
<p>産業廃棄物税</p>	<p>焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する事業者（中間処理業者を含む。）</p>	<p>焼却施設及び最終処分場への搬入に係る産業廃棄物の重量</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 焼却施設への搬入1トンにつき 800円</li> <li>2 最終処分場への搬入1トンにつき 1,000円</li> </ul>		<p>4月末日 7月末日 10月末日 1月末日</p>	<p>特別徴収 申告納入 申告納付</p>

